

被保険者証の更新について

現行の被保険者証については、平成25年7月31日で有効期限が到来するため、7月末までに被保険者全員へ更新した被保険者証を送付します。

なお、保険料の滞納がある場合は、一定の基準により短期被保険者証を交付します。

1 被保険者証の仕様

区分	仕様等
型式	現行サイズ（受給者証タイプ）とします。 (カードサイズでは、文字等が小さくなるため)
紙厚	平成24年度と同様 (平成22年度から110kg → 135kgへ変更)
色等	オレンジ色とし、偽造防止加工を加えます。 (文字の見やすさを考慮して、事前に色合等を確認します)
文字のサイズ ・フォント	平成24年度と同様 (平成22年度から項目を明朝体 → ゴシック体へ変更し、文字の大きさは9ポイント → 11~12ポイントへ変更)
有効期限	平成24年度と同様 ※ 窓口負担割合（1割・3割）の変更による被保険者証の差し替え問題の解消や短期被保険者証を交付するため、平成22年度から有効期間を2年から1年へ変更
臓器提供に関する意思表示欄	臓器の移植に関する法律の一部改正により、被保険者証に臓器提供意思表示欄を設けることとされたため、平成23年度から被保険者証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。
被保険者証入れ (ビニールカバー)	平成22年度に全被保険者へ配布したため、今回も作成しません。 なお、新規加入者や紛失・破損等のために、市町村窓口用を作成します。
郵送交付時の配慮	封筒や台紙に気付いてもらうための表示を実施しています。 (例：封筒に 後期高齢者医療 重要書類 を表示)

2 短期被保険者証等の交付

現在交付している被保険者証の有効期限の到来に伴い、保険料の滞納者に対しては、期間が通常より短い被保険者証、いわゆる「短期被保険者証」を窓口交付することで、滞納者との接触の機会の確保を図り、保険料の納付や相談につなげています。

短期被保険者証の交付基準	被保険者証の更新時期において、滞納額が調定額の 10分の3を上回る者 を交付対象者としています。
短期被保険者証の有効期限	原則6か月証としていますが、頻繁な納付指導が必要な場合は、市町村の判断により3か月証を活用することとしています。
資格証明書の対応	当広域連合では、平成23年4月1日に「資格証明書取扱要綱」を施行し、その運用にあたっては、厚生労働省が示す運用基準により、厳格な適用を行っていますが、市町村における収納対策の強化により、納付状況の改善を図り、原則として、資格証明書の交付に至らないようにしています。

3 被保険者証の更新に係るスケジュール

6月下旬	医療機関に対する周知・ポスター掲示依頼 ・被保険者証等の更新について ・ポスターの作成（13,300部） ※還付金詐欺の防止のため、今年度より注意喚起の記載を追加
7月上旬 〃 〃 7月16日 7月19日頃～	県広報紙及び市町村広報紙への掲載 短期被保険者証交付対象者へ「窓口交付案内通知」を発送 「短期被保険者証」の交付開始 「被保険者証」を市町村へ配達 市町村から「被保険者証」を交付（郵送） ・「制度のお知らせ」（リーフレット）を同封

4 参考

●短期被保険者証の交付対象者抽出処理結果について（平成25年6月14日処理）

平成25年6月14日時点

全被保険者数 596,283人

短期被保険者証の交付対象者 6,913人

交付対象者の割合 1.16%

※全被保険者数は、平成25年5月末被保険者数に6月・7月の75歳到達者数を加えた数である。

【抽出条件】納期限から3か月以上経過した保険料（平成25年3月末までの現年度分及び滞納繰越分）の滞納率（未納額／調定額）が30%を超える者

参考：●平成24年6月15日処理

全被保険者数 581,317人

短期被保険者証の交付対象者 6,474人

交付対象者の割合 1.11%

※交付対象者：滞納率が30%を超える者

●短期被保険者証の交付者数の推移

交付者数 (交付率)

平成23年8月1日時点 4,129件 (0.73%)

平成24年8月1日時点 3,956件 (0.68%)

平成25年6月1日時点 2,445件 (0.41%)

後期高齢者医療

の被保険者の
みなさまへ

平成25年8月1日から

保険証が変わります!

新しい保険証は7月末までにお届けします。

新しい保険証の有効期限は1年間です。

ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期間の短い保険証を交付することがあります。

7月末
まで

平成25年
8月から

現在お持ちの保険証は、
8月1日からご利用できません。



後期高齢者医療被保険者証		有効期限 26年 7月31日	
被保険者番号	99999999	被保険者番号	99999999
被保険者住所	福岡市博多区千代4丁目1番27号	被保険者住所	福岡市博多区千代4丁目1番27号
被保険者氏名	後期 太郎	被保険者氏名	後期 太郎
被保険者生年月日	昭和 5年 1月 1日	被保険者生年月日	昭和 5年 1月 1日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日	資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
発効期日	平成 20年 4月 1日	発効期日	平成 20年 4月 1日
交付年月日	平成 25年 8月 1日	交付年月日	平成 25年 8月 1日
一部負担金の割合	1割	一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39409999	保険者番号並びに保険者の名称及び印	39409999
福岡県後期高齢者医療広域連合		福岡県後期高齢者医療広域連合	

新しい
保険証は
オレンジ色
です。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」も更新になります。

現在、減額認定証をお持ちの方へ7月末までにお届けします(保険証とは別にお届けします)。

保険証・減額認定証
に関する
お問い合わせは

福岡県後期高齢者医療広域連合 **092651-3111**
お問い合わせセンター <http://www.fukuoka-kouki.jp/>
または、お住まいの市区町村の「後期高齢者医療制度担当窓口」まで

※「詐欺(サギ)」にご注意ください!

役所の職員をかたり、医療費などの払い戻しがあるとウソの電話をかけ、ATM(現金自動預払機)を操作させて、現金をだまし取る事件が多く発しています。被害にあわないようご注意ください!



注意事項

- この証は、大切に保管してください。
 - 保険医療機関等で診療を受けようとするときや調剤薬局で薬剤を処方されるときには、この証をその窓口に提示してください。
 - 被保険者の資格がなくなったときには、ただちに、この証を市（区）町村に返却してください。
被保険者の資格がなくなった人がこの証で診療を受けた場合、その費用は返していただきます。
 - 転出するときには、この証を添えて、市（区）町村に届け出してください。
 - この証の記載事項に変更があったときには、すみやかに、市（区）町村に届け出してください。
 - 交通事故や他人から傷害を加えられたときには、この証を使用するときは、必ず、市（区）町村に届け出してください。
 - 有効期限を経過したときは、この証は使用できません。
 - 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。
 - 不正にこの証を使用した者は、刑法により、詐欺罪として懲役の罰を受けます。

臓器提供に関する意思表示欄

※以下の欄に記入することにより、機器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、臓器及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に
義手を提供します。
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。

「又は2を選んだ方で、提供したくない講師があれば、×をつけてください。」

卷之三

【待証欄】

出生年月日： 年 月 日

本人署名（自签）：

家族署名（自筆）

お問い合わせは、お住まいの市（区）町村または店舗連合へ

後期高齡者医療被保險者証

有效期

被保険者番号		
被 保 険 者	住 所	見本
	氏 名	
	生年月日	
資格取得年月日		
発効期日		
交付年月日		
一部負担金の割合		
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印		3 9 4 0

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令に関するQ&A

(問1) 被保険者証等の様式が改正され、臓器提供の意思表示欄を設けられたのはなぜですか。

(答) 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）によって改正された、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「改正臓器移植法」という。）第17条の2において、「国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるように、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができる」とする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。」とされたため、改正臓器移植法の趣旨を踏まえ、被保険者証等に臓器提供の意思表示欄を設けました。

(問2) 改正省令の施行後、従来の様式による被保険者証を交付・使用することはできますか。

(答) 改正省令の施行後、従来の様式による被保険者証は、引き続き交付・使用することができます。なお、各保険者におかれましては、改正後の様式による被保険者証の交付準備が整い次第、御対応していただくこととしております。

(問3) 被保険者は、必ず臓器提供に関する意思を意思表示欄に記入する必要があるのですか。

(答) 意思表示欄に臓器提供に関する意思を記入することは、被保険者等の任意ですので、必ずしも意思表示欄に記入する必要はありません。

(問4) 「特記欄」には何を記入するのですか。

(答) 意思表示欄の1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもよい方は、「すべて」あるいは「皮膚」等から選んで記入できます。

また、親族への優先提供を希望される方は、親族への優先提供が行われる場合の留意事項等を御理解の上、「親族優先」と記入できます。詳しくは（社）日本臓器移植ネットワークのホームページを御覧ください。

(問5)「家族署名」は何のために行うのですか。

(答)被保険者が、臓器提供の意思があるということを家族に伝えることを目的として行うために、意思表示欄に家族署名欄が設けられております。

なお、臓器移植法では、家族署名は意思表示の有効性の要件とされておらず、また「家族」について厳密な定義はないため、家族署名の記載がなくても意思表示は有効です。

(問6)記載内容を変更したいと被保険者から申し出があった場合には、被保険者証を再交付する必要がありますか。

(答)被保険者証の再交付を行う必要はありません。被保険者証等に記載した意思を変更する場合は、既に記載した意思に二重線を引くなどした上で、臓器提供意思表示カード等被保険者証以外の書面を活用していただくよう案内してください。

(問7)臓器提供意思表示カードを既に持っている場合でも、被保険者証に記入する必要がありますか。

(答)既にお持ちの意思表示カードも有効ですが、日頃携帯される被保険者証にも記入の御協力をお願いしてください。

なお、被保険者証と意思表示カードで異なる意思表示があった場合、最も日付の新しいものが有効な意思表示として取り扱われます。

(問8)後期高齢者医療制度の被保険者証に、死後の臓器提供の意思表示欄を設けることは、高齢者の心証を害することになりますか。

(答)75歳以上の高齢者の方でも、医学的に臓器の提供が可能である場合もあることから、高齢者に限って意思表示欄を設けない特段の理由はないこと、同様に意思表示欄を設けることとしている運転免許証においても、高齢者に意思表示欄を設けないこととしていること、あくまでも任意の意思表示であること、また、家族との話し合い等を通じて多くの国民が理解を深める契機となり得ることから、後期高齢者医療被保険者証においても意思表示欄を設けることとしたものです。

(問9)75歳以上の方の場合、提供できる臓器が限られていると考えますが、若人の医療保険と同様の様式で良いですか。

(答)臓器ごとに移植に適した年齢はあるものの、

・年齢による一律の線引きは困難であるため、移植が可能であるかの最終的な

判断は医療機関に委ねられていること

- ・本人の意思を表示するものであり、意思表示できる内容を始めから限定することは、高齢者の心情を考慮すると適当でないこと

等の理由から、若人の医療保険と同様の様式としています。

(問10) 様式の備考において、「被保険者等に次に掲げる事項を周知すること」として、いくつかの項目が挙げられていますが、例えばどのように周知すればよいですか。

(答) 例えば、被保険者証を交付する際に併せて案内すること、ホームページや広報誌に掲載すること、事業主に対するお知らせ等を通じて被保険者等に周知することなどが考えられます。

(問11) 意思表示欄保護シールを保険者で作成する場合、決まった様式はありますか。

(答) 特にありません。

(問12) 臓器移植に関する概要を教えてください。

(答) 臓器移植に関する概要については、(社)日本臓器移植ネットワークのホームページを御覧ください。